第４号意見書案

訪日外国人による外国免許切替え手続きの厳格化を求める意見書

我が国で運転免許証（ＡＴ普通免許）を取得させる際には、数十万円もの教習費用をかけて26時限の学科教習と31時限の技能教習を経た上で、公安委員会が実施する学科試験に合格し、所要の講習を受講した者に免許証が交付される。その結果発行される運転免許証は、住所が移転した場合は書き換えを求めるなどし、公的身分証明書の代表格として運用されている。その信用の高さから、我が国の運転免許証を受け入れる国も多い。

外国において発行された運転免許証であっても、我が国の運転免許証に切り替えることができる。その際には知識確認や技能確認を実施しており、我が国が特例国に指定している国の運転免許証を有する者については、知識確認及び技能確認を行うことなく運転免許証の切り替えができる。この特例国に指定されていない国、換言すれば、知識確認や技能確認を実施しなければならない国の運転免許証を有する者については、知識確認として二択方式の10問に回答することを求め、その後に技能確認を行っている。しかしながら、この要件で我が国において求められる知識、技能を確認できているのかは疑義が残る。なお、申請者により負担額は異なるものの、この手続きにかかる最小の費用は１万円に満たないものである。

母国で取得した運転免許を我が国の運転免許に切り替える需要は、日本に長期滞在する方などに確実に存在している。だが、短期滞在者や観光ビザでの入国者が免許の切り替えをする際に、住所としてビジネスホテルでも申請が可能であるなどの現状を確認すると、切り替え後の免許証は公的身分証明書として国民が期待する水準を担保していないと指摘せざるを得ない。

よって国においては、外国免許切替え手続きに在留資格やビザの要件を定めることについて措置されるよう強く要望する。また、免許取得時に一時帰国（滞在）証明書などでの取得を制限することや現行の二択方式の学科試験という簡易な知識確認、技能確認を改めることについても速やかに検討することを併せて求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月　　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

国土交通大臣

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

大阪府議会議長

中谷　恭典